

〔研究ノート〕

中央学院大学教職課程の歩み

益 田 良 子

- 〈目 次〉
1. はじめに
 2. 本学建学の精神と教職課程の開設
 3. 本学開学と教職課程の歩み
 4. 本学教職課程の運営
 5. データでみる本学教職課程の変遷
 6. おわりに

1. はじめに

平成25 (2013) 年度現在, 本学商学部商学科には, 「中学校教諭一種免許状社会」, 「高等学校教諭一種免許状地理歴史・公民・商業・情報」, 法学部法学科には「中学校教諭一種免許状社会」, 「高等学校教諭一種免許状地理歴史・公民」, 商学研究科には, 「高等学校専修免許状商業」の教員免許状取得可能な教職課程が開設されている。

しかし, 昭和41 (1966) 年, すなわち, 47年前の開学当時から, 現在の免許課程がすべて開設されていたわけではない。本稿では, 本学教職課程がどのように現在の姿にまで発展してきたのか, その変遷を辿ってみたい。

教職課程の変遷には, 大別すれば2つの要因が働く。一つは, 教職課程を開設する大学の意思やポリシーである。どの教科の教員免許状取得を可能にし, 教員養成のためにどのような教育を行いたいのか, そのためにどのような教員配置行うか等, 個々の大学の教職課程運営に対するポリシーである。

もう一つは, 大学における教員養成の基準となる教育職員免許法や同施行規則の改正である。太平洋戦争後の教員養成制度では, 戦前とは異なり特定の大学の教育学部に限らず, 国公立の一般大学・学部においても教職課程を開設し, 教員養成を行うことが可能になった。このいわゆる開放制の教職課程においては, 現在に至るまで, 認定制度がとられており, 大学が教職課程を開設するためには, 文部科学大臣による認定が必要である⁽¹⁾。

しかも課程認定の基準となる教員免許法及び同施行法は, 頻繁に改正されて^(注1)おり, 大きな改正があった場合は, 各大学は, 改正された法が求める基準に達しているかどうか, 改めて教職課程の再審査を受ける必要がある^(注2)。基準に達していなければ, その教職課程は認可されない。そのため, 法改正があるたび, 改正された法に合わせて, 教職課程の履修内容や教員組織等を変更する必要が生じ, 教職課程の在り方も変化せざるを得ない。

2. 本学建学の精神と教職課程の開設

ところで商学部と法学部から構成されている本学が、そもそも、なぜ、教職課程を開設し、維持しているのでしょうか。

それについては、本学のルーツである明治33年（1900）設立の「日本橋簡易夜学校」の創立にまでさかのぼる必要がある。この学校は、仏教学者高楠順次郎⁽²⁾によって、実学重視の仏教系の学校として創設された。

高楠順次郎は、熱心な仏教信者の家庭に育ち、広島⁽¹⁾の師範学校に在学後、京都西本願寺普通学校に入学、イギリスに留学したという経歴の持ち主であった⁽³⁾。このように当時として珍しいほど、学校教育を受ける機会に恵まれた高楠順次郎であったからこそ、学校教育の重要性に目覚め、学校制度の有用性を認識して、「日本橋簡易夜学校」の設立に踏み切ったにちがいない。

「日本橋簡易夜学校」が創立された同じ年に、小学校令が改正され、尋常小学校の授業料が無料になることで、やっと学校教育が義務教育化された⁽⁴⁾。大隈重信が「早稲田実業学校」を開校したのは、翌年の明治34（1901）年であることを考えると、高楠順次郎の簡易夜学校の設立は、当時としては、画期的なことであったと言える。

その背景には、当時、国力増強のための資本主義の発展という観点から、「商業教育の速成は社会における一大要求」であり、経済的な事情からか、子弟を学校に入れることができなかつた「天下無数の父兄はみなこれを渴望」し、実業家たちも「盛に商業教育の必要唱えた」という社会的ニーズがあったことも確かである⁽⁵⁾。

しかし、何と言っても高楠順次郎自身がイギリスに留学中、目の当たりにした、紳士的で教養があり、社会的地位の高いイギリス商人の活躍ぶりから深い感銘を受けたことが、学校設立の大きな原動力になったようである。当時の日英の商人の差異を、高楠順次郎は、宗教に裏打ちされた「倫理観」を持っているか否かによると考えた。イギリス商人の紳士の行動には、キリス

ト教的「倫理観」が背景にあると考え、仏教国である日本の商人には、仏教に基づく「倫理観」を涵養する必要があり、そのため、学校教育が必要であるという結論に至ったと⁽⁶⁾言われている。

後に、高楠順次郎は日本の教育について改善するべき点として、「教育の唯一の目的は人格修養でありであり、そのためには宗教性訓育が必要である。」と主張した。⁽⁷⁾この人格形成と「倫理観」の涵養こそ、学校教育の目的であるという思いは、本学設立趣意書中に「われわれが真に永遠の基盤に立った日本経済の発展を願うならば透徹した学理の研鑽と加うるに、公正なる倫理観の確立こそ肝要である。それは一つにかかって教育に俟たなければなら⁽⁸⁾ない。」という言葉となって結実したと言えよう。

3. 本学開学と教職課程の歩み

(1) 最初の教職課程

太平洋戦争後の教員養成制度の変革による開放制の教員養成制度のもとでは、一般大学である本学でも教員養成が可能になったが、本学が教職課程の開設を申請し、認可されたのは、昭和41（1966）年の開学から2年後の昭和43（1968）年のことであった。昭和43（1968）年3月15日に職業科教育（中学校一級普通免許状）、商業科教育（高等学校二級普通免許状）の課程が認可されたことが教務課に保管されている課程申請書から明らかである。

本学のルーツが明治時代に創設された実業学校であったこと、戦後、4年制大学として開学した本学が産学協同の立場を学則第一条に公言していたこと⁽⁹⁾を思えば、まず職業と商業の教職課程を開設したことは当然であった。

なお、本学では、昭和43（1968）年度から開学時のカリキュラムを部分的に改正しているが、カリキュラム上に、教職に関する科目等が明記されているのは、昭和49（1974）年度入学の学生に適用された学則からである。⁽¹⁰⁾

(2) 社会科系列の教員免許状の取得のための教職課程の認可

昭和47(1972)年12月27日、社会科系列の教員免許状(中学校一級普通免許状社会, 高等学校二級普通免許状社会)取得のための課程申請が認可され, 翌年度, 昭和48(1973)年度から中学社会と高校社会の教職課程の履修が開始された。

大学創設時の学則上の教育目標には, 「国家的・社会的要請に応じ, 産学協同の立場に立って」と書かれていたが, 昭和46年, 石本三郎氏が学長に就任し, 大学建学の趣意書にある「公正なる倫理観と社会観の涵養」を建学の精神として提唱し, 現在では, これを建学の精神としている。このころ, 教職課程にも社会科の教員養成課程が開設されることになった。戦後の中学校, 高等学校の教育課程で, 民主主義の社会形成を形成するための市民教育としての社会科は, 授業時間数が多く, 社会科の教員のニーズは高かった。

当時の学則の別表によると, 教職課程科目は以下の通りであった。

表1. 教職課程科目(昭和47年当時)

必修科目	教育原理(4) 教育心理学(2) 青年心理学(2) 商業科教育法(3) 職業科教育法(3) 社会科教育法(3) 道徳教育の研究(2) 教育実習(2)
選択科目	教育行政学(2) 教育学及び教育史(2)
教職専門科目	産業概説(4) 職業指導(4) 農業概論(2) 商業実習(4) 日本史(4) 外国史(4) 地理学(4) 人文地理学(4) 哲学(4)

(3) 法学部の開設と教職課程の申請と認可

昭和60(1980)年1月, 本学に法学部法学科を設置することが認可され, 4月から開設された。この新学部では, 学部開設時に中学社会と高等学校社会の教職課程開設の申請を行い, 認可されている。当時の申請書類によれば, このとき, 商学部の教職課程として, 高校商業, 高校社会, 中学社会の再課程申請を行っているが, 中学職業の教職課程は申請されていない。

昭和61（1986）年度の商学部商学科の「学生要覧」⁽¹¹⁾には、本学で取得できる免許状の種類及び免許教科として、中学校教諭1級普通免許状社会，高等学校教諭2級普通免許状，社会・商業としており，中学校教諭1級普通免許状職業という記述は見当たらない。

教科に関する科目の表には、「職業指導」が高校商業の免許状取得のための教職課程開設科目として記載されているが，中学職業の教科に関する科目であった「産業概説」，あるいは「商業実習」は，教職課程の科目としても，商学部の専門教育科目としても記載されていない。ここに至って，本学は，中学職業の教職課程を廃止したものと考えられる。再課程申請の時に申請しなければ，その課程は認定の対象にはならず，それまで取得可能であったその教科の教員免許状は取得できなくなる。

教員養成の学科等については，教育職員免許法施行規則に専任教員を必要とする科目数と必要専任教員数が定められていることは，中学職業についても例外ではなく，専任教員が担当する教科が3科目以上，専任教員を4人以上の置くことが求められている⁽¹²⁾。昭和49年度の学則では，本学の教職課程の科目として，「産業概説」，「職業指導」，「商業実習」等が中学校教諭1級普通免許状職業を取得するために指定された必修科目として開設されていた。

これらの3教科4専任教員を維持することは，本学にとって負担が大きく，しかも，職業については，中学での授業配当時間が少なく，この教科での教員採用には，あまり期待できないといった時代の流れの中で，中学校の教員免許状については，職業を廃止し，社会に集中することにしたものと推測される。

（4）平成元年（1989）の教育職員免許法の改正にともなう再課程申請

臨時教育審議会及び教育職員養成審議会の答申を受けて，平成元年12月22日に，「教育職員養成課程における専門性の一層の向上を図り，また深い学識を備えた者が教職に就くことができるように」という趣旨で，教員免許法

の一部改正が行われ（法律第89号）、平成2年4月1日から施行された。

この改正の趣旨については、「高等学校の教育課程の基準の改善により、平成6年度から、社会科が地理歴史科及び公民科に再編成され、高等学校生徒の発達段階に応じた専門性・系統性のある教育が実施されることを受けて、地理歴史科及び公民科担当教員の専門性を高めるために、高等学校の免許教科社会を地理歴史及び公民に改めることとする」と文部事務次官からの通達⁽¹³⁾に述べられている。

この法律改正により、「高等学校社会」の教員免許が廃止され、「高等学校地理歴史」と「高等学校公民」に再編成されることになり、本学もそれに対する対応が必要になった。

改正後も、「高等学校商業」および「中学社会」については、これまでのカリキュラムと教員組織で十分であったが、問題は、「高等学校社会」の教員免許が廃止され、「高等学校地理歴史」と「高等学校公民」が新設されたことであった。

本学の場合、高等学校の社会科系列の教職課程については、「高等学校公民」の教職課程のみであれば、学部が商学部あるいは法学部であるので、「法律学」、「政治学」、「社会学」、「経済学」の分野には、対応する専門教育科目があり、学生にとっては、教科に関する科目の単位取得が比較的容易であると予想され、必要な教員数の確保も容易であった。

問題は、「高等学校地理歴史」の教職課程であった。教育職員免許法及び同施行法に教科に関する専門教育科目として指定されている「日本史」、「外国史」、「人文地理学」、「自然地理学」、あるいは「地誌」は、商学部、法学部いずれの学部にも開設されていなかった。

平成2（1990）年に出された文部省教育助成局教職員課長からの通知には、「地理歴史」又は「公民」の高等学校教諭一種免許状授与のための教職課程の認定について以下のように述べられている。⁽¹⁴⁾

新しく高等学校一種の教員免許状を課程申請する場合、「教職課程、教員

組織等が充実している場合、いわゆる1学科1免許状の原則にかかわらず、「社会」の教科について中学校一種免許状、「地理歴史」の教科についての高等学校教諭一種免許状及び「公民」の教科についての高等学校教諭一種免許状の3種類の免許状の認定を受けることが可能である。

さらに、文部省（当時）は留意事項として「教科に関する科目又は教職に関する科目を従来の一般教育科目等で代替えることは認めないものであること。」⁽¹⁵⁾と、平成3（1991）年に通達で釘を刺している。

再課程申請で教職課程の認可を得るためには、「教職課程、教員組織が充実」していることが必要であり、すでに開設されている教養科目の日本史等とは異なる、学部の専門教育レベルの歴史学や地理学の授業の開設が必要であった。

そこで本学では、教職課程開設の教職課程専門教育科目として、「教職・日本史Ⅰ・Ⅱ」、「教職・日本文化史」、「教職・外国史Ⅰ・Ⅱ」、「教職・外国文化史」、「教職・自然地理学」、「教職・人文地理学」、「教職・地誌」を新たに開設することにより、「中学社会」及び「高等学校地理歴史」の教職課程の申請を可能にした。さらに、高等学校公民についても、一般教養の科目とは別に「教職・哲学」、「教職・倫理学」及び「教職・心理学」を開設し、再課程申請の認定基準に達することができた。

これにより、法学部では、「高等学校地理歴史」、「高等学校公民」、「中学校社会」の普通免許状の取得が可能になった。商学部については、本学は商学科1学科であるので、1学科1免許状の基本方針からは、社会科系か商業系かいずれかの教員免許状のみが取得可能ということになるが、コース区分を学科に準じる制度とみなし、科目も教員組織も商業系と社会科系に区分し、ともに基準を満たすようにすることで、「高等学校商業」、「高等学校公民」、「高等学校地歴」及び「中学校社会」の教員免許状を取得することが可能になった。

なお、平成元（1989）年の教育職員免許法の改正では、高校社会について

の改正以外に、教職に関する科目についても以下の点が改正され、教職に関する科目を新設する必要性が生じた。

すなわち、「教育」系の科目としては、それまでの「教育原理」を内容とする科目を「教育原論」とし、新たに制度、経営的な内容の科目として「教育政策論」（後に科目名を「教育制度論」に変更）を新設した。「心理」系科目の名称は、従来通り「教育心理学」としたが、「教育方法（情報処理を含む。）」や「生徒指導」、「特別活動」などの新規科目が必要になった。

その後、学内的には、商学部でカリキュラム改革が行われ、3コース制から6コース制に移行し、平成8（1996）年から、全面的に新しいカリキュラムが実施され、授業名も変更された。⁽¹⁶⁾ その際に、教職課程開設科目についても、全学教務委員会の検討を経て、一般的包括的内容の専門教育科目であることを示すため、「概論」、「概説」を科目名に付した名称に変更した。例えば「教職・哲学」、「教職・日本史Ⅰ・Ⅱ」等という名称から「哲学概論」、「日本史概説Ⅰ・Ⅱ」などに変更し、平成25（2013）年現在もその名称が使用されている。

（5）平成10（1998）年の教育職員免許法の改正と本学教職課程

平成10年当時、教員の指導力不足が問題にされていたため、⁽¹⁷⁾ この改正では、使命感、得意分野、個性を持ち、いじめ、登校拒否等、現場の課題に適切に対応できる、力量ある教員の養成を目的として、大学での教員養成カリキュラムを改善すること、社会人の活用のための特別非常勤講師及び特別免許状制度を改善することが法改正の趣旨とされた。⁽¹⁸⁾

教育職員養成審議会の第一次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」では、今後教員に求められる具体的資質能力として、①地球的視野に立って行動するための資質の能力、②変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力、③教員の職務から必然的に求められる資質能力あげ、得意分野を持つ個性豊かな教員の必要性を強調している。さらに養成段階では

A：教職への志向と一体感形成， B：教職に必要な知識及び技能の形成，
C．教科などに対する専門的知識及び技能の形成を重視すべきだと述べられていた⁽¹⁹⁾。

そのような答申を踏まえた平成10年の改正では，学習指導の方法や生徒指導等が重視され，とくに中学校の課程に関しては，平成元年の改正と比べると，教職に関する科目の単位数と教科に関する科目の単位数が逆転していると言っても過言ではない。

改正前後の教育職免許法第五条を比較すると，中学校一種免許状，高等学校一種免許状の大学において修得することを必要とする最低単位数は以下の通りである。

表2．中学校及び高等学校教員一種免許状取得のための最低修得単位数の比較

免許状の種類	科目区分	平成元年改正による 最低修得単位数	平成10年改正による 最低修得単位数
中学校一種	教科に関する科目	40	20
	教職に関する科目	19	31
	教科又は教職に関する科目		8
高等学校一種	教科に関する科目	40	20
	教職に関する科目	19	23
	教科又は教職に関する科目		16

官報 第2399号 法律第九十八号「教育職員免許法の一部を改正する法律」より作成

さらに教職に関する科目の区分が「教職の意義等に関する科目」，「教育の基礎理論に関する科目」，「教育課程及び指導法に関する科目」，「生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目」，「総合演習」，「教育実習」とされ，含むべき内容や単位数が改められた⁽²⁰⁾。

そのため本学でも「教職概論」，「生徒指導及び進路指導」，「生徒指導及び教育相談」，「総合演習」を新たに開設した。「教育心理学」については，「幼児，児童及び生徒の発達と学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の発達と学習の過程を含む）」を含むべき内容とし，中学校社会の教職課程のため

に、教科教育法及び教育実習の単位を増加した。再課程申請の結果、平成11年12月に認可された。

(6) 介護等体験と教職課程

平成9(1997)年6月18日、「小学校及び中学校の教諭の普通免許授与に係わる教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)が議員立法で成立し、平成10(1998)年4月1日から施行されることになった。本学においても中学校教員免許取得希望者には、「介護等体験」が義務付けられ、社会福祉施設等における5日間の体験と2日間の養護学校(支援学校)における体験が免許状取得の条件となった。

社会福祉施設等における個々の学生の体験は、県の社会福祉協議会による調整によって実施され⁽²¹⁾、支援学校に関しては、県教委の指定により、我孫子支援学校で行うことになった。

なお、体験の事前に、①教務課員による事務的手続き、②教員によるこの体験の成立過程と意義及び体験中の心得についてガイダンス及び指導を行い、学生を体験に臨ませている。学生の体験中の授業欠席については、教育実習に準じ、公欠扱にしている。

介護等体験が始まった初期には、体験中の態度が悪く、施設からお叱りをいただき、あわてて教務課員と教員がお詫びに出向いたこともあったが、近年では、学生の意識も高まり、多くの学生は、障がい者や高齢者に出会い理解する、またとない機会として介護等体験を認識し、有意義な体験であるとポジティブに評価している⁽²²⁾。

(7) 平成12(2000)年、高等学校「情報」の新設

平成12年3月、再び教育職員免許法及び同施行規則が改正され、高等学校の免許状に係わる教科として、「情報」、「情報実習」、「福祉」及び「福祉実習」が新設された。

改正の趣旨は、文部省助成局長からの通知では、「高等学校の教科の改正

に伴い、高等学校の教員の免許状に係る教科として情報及び福祉等を設けるとともに教員の資質と保持を図るため、…（以下省略⁽²³⁾）とされている。高齢社会を迎える一方、情報化が進む社会情勢を受けての新免許状教科開設であった。

教科「情報」に関しては、平成14（2002）年度から、高等学校で必修化されることになっていた。これに対応する「高等学校情報」の教職課程については、「情報社会及び情報倫理」、「コンピュータ及び情報処理（実習を含む）」、「情報システム（実習を含む）」、「情報通信ネットワーク（実習を含む）」、「マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）」及び「情報と職業」を6つの柱として教科についての科目を開設する必要があった。

本学商学部は、平成7年以来、情報コースを開設しており、多くの学生が、情報処理に関する理論と技術を学んで卒業した。情報化された現代社会は、情報技術なしには、ビジネスも経営も成立しない。このような時代であるからこそ、情報倫理の重要性が認識され、倫理観を持って情報処理技術を若い世代に根付かせる必要がある。

そこで、商学部は、この免許状取得のための教職課程を開設するため、再課程申請を行い、認可され、現在に至っている。ついでながら述べるならば、この教科の教員免許を取得した卒業生が、公立高校及び私立高校で、高等学校情報の専任教員として、それぞれ1名ずつ採用されていることは、頼もしい限りである。

（8）教育実践演習の新設と総合演習の位置付けの変更

平成18（2006）年7月の中央教育審議会の答申を受け、平成20（2008）年11月12日に教育職員免許法の施行規則の一部が改正され、「教育実践演習」が新設され、「総合演習」の位置付けが変更された。すなわち、「教育実践演習」が教育実習を修了した4年次に履修することが義務付けられ、「総合演習」は教職に関する必修科目ではなくなった。

「総合演習」については、「人類に共通する課題又は我が国社会全体に係る

⁽²⁴⁾ 課題」について、とくに「国際理解」、「福祉」、「環境」、「地域と伝統」等をテーマとし、演習方式で論議する2単位の教職に関する必修科目として位置付けられていた。この科目を専門科目の卒業演習等と替えることはできなかったため、学生数の多い大規模大学の教職課程では、その実施に困難が伴い、必ずしも開設当初の趣旨に合う結果が生まれなかったため、廃止せざるを得なかったのではないかと推測される。

これに対して、「教育実践演習」は、教育実習を修了した学生、すなわち、教職を志望し、確実に教員免許を取得できる学生に教職課程の学習全体の振り返りをさせ、演習を中心に、講義、グループ討論、ロールプレイング、見学・調査等を通じて、教員としての資質の確認、教員として最小限必要な資質能力を形成させようという趣旨の科目であるとされている。

この教育職員免許法施行の変更に伴う課程申請は平成21年に行われ、平成22年度入学生から新しい課程が適用され、実際の授業は平成25年度に行われる。本学では、秋学期（後期）に商・法学部共通科目として集中授業の形式で行うことを予定している。

4. 本学教職課程の運営

(1) 教職課程の学内組織としての位置付けの変遷

教職課程が開設された当初の課程運営については、当時運営に携わった方々が、すでに他界されており、今となっては、その経緯について直接お聞きすることはできないので、年史や学生要覧などを参考に考察を試みたい。

本学10年史「発展への序章」によると、昭和51（1976）年現在の組織機構には、「教務会議」のもとに「教職科」があり、さらに「商業・職業・社会各分科会」が存在していた。⁽²⁵⁾ 当時の本学の組織は大きく分けて「学生指導を含めた教育研究部門」と「事務部門」に分かれており、「教育研究部門」の中の「教務部」に教務会議、研究開発委員会及びメンフィス大学交流委員会

が含まれ、教員のみをその構成員としていた。

つぎの「新たなる創造に向けて—中央学院大学20周年史—」の「管理運営機構図」には、「教務会議」は存在せず、学務部長のもとに「教務委員会」と「学生委員会」がおかれているが、教職課程を運営する委員会の名称は見当たらない。科目担当教員には「教職課程」が区分されており、専任教員12名、非常勤教員3名の科目名と氏名が記されている。この昭和60（1985）年6月制定に係わる規程は、平成3（1991）年に改変され、さらに平成5（1993）年に改変された。

平成5（1993）年の規程では、商学部教授会のもとに、分科会・委員会を設け、教職分科会が組織され、この組織と教務課を中心に、教職課程は実際には運営されていたと言える。法学部教授会のもとには部会が置かれていたが、直接教職に関係することが明白な名称の部会は存在しなかった。この規程の中には、新しく「中央学院大学組織規程」が定められ、「中央学院大学管理運営組織図」が配布されたが、教職課程の運営にかかわる全学的な組織は明示されていなかった。

大学組織内での位置付けのこのような変遷から、大学の創設期には、教職課程開設の意義や重要性が十分に認識されていたが、年月が経つにつれ、存在意義は色あせ、教職課程は、組織としての堅固さを失ったものと推察される。実態としては、教職課程の授業担当教員と教務課職員とが検討・審議を重ねて、商・法両学部の教職課程を運営し、会議を行い、議事録を作成して審議事項や決定事項を確認していたが、正式な組織としての全学教職課程運営委員会は、平成10（1998）年度まで置かれていなかった。その後、平成24（2012）年に一部改正された管理運営組織図では、全学教職課程運営委員会は学長直属の特別委員会として位置づけられている。

（2）全学教職課程運営委員会の創設

平成10（1998）年度の教育職員免許法改正後の課程申請では、各大学には、教育実習計画、教育実習協力校の確保、教育実習等を円滑に実施するた

めの全学的な組織を設けることが再課程申請の基準の一つとして求められた。

本学商学部には、すでに会議体として商学部教職分科会があり、商学部教員と教務課の教職担当課員が中心になり、教員採用人事教職課程の運営、とくにカリキュラムや教育実習、介護等体験等の実施を行っていたが、全学的な組織として位置付けられてはいなかった。

そこで、全学の教育実習や介護等体験の円滑な実施、教職関係のカリキュラムの策定等を目的として、商学部・法学部両学部の教職課程専任教員及び教務課の教職課程担当職員を構成員とした全学教職課程運営委員会を創設した。

平成18（2006）年に至り、全学教職課程運営委員会規程を作成し、全学的に認められ、組織図にも位置づけられたが、この規程には、委員長の任期が規定されていないこと、審議内容が明言されていない等、不十分な点も多

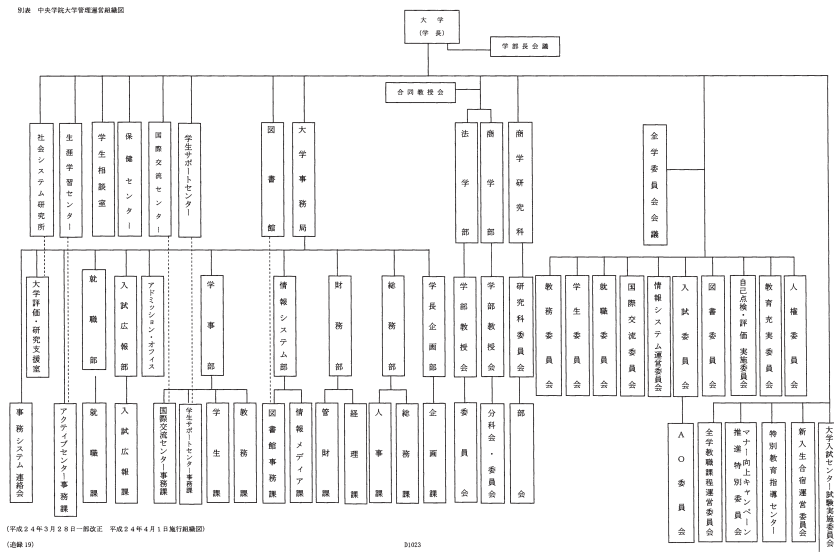


図 1. 平成24年度改正 中央学院大管理運営組織図

出所：学則 別表 中央学院大学管理運営組織図（平成24年3月28日一部改正 平成24年4月施行組織図）

く、平成24（2012）年に改正され、現在に至っている。⁽²⁹⁾

（3）学内 LAN 及びトップページ及びを活用した情報の共有

本学では、平成9（1997）年には、各研究室にコンピュータが導入され、学内 LAN によるメーリングリストの使用が可能になった。⁽³⁰⁾

教職課程では、全学教職課程運営委員会に所属する教職員をメンバーとするメーリングリストを開設し、情報共有の手段として用いてきた。議事録の確認、会議日程の設定、教務課との連絡等が主な用途であるが、ときには、教育実習校訪問の所感、卒業生の就職情報、卒業生の訪問、教職課程で学ぶ在学生についての情報等、教職課程の教員として共有したいフォーマルあるいはインフォーマルな情報の共有に役立てており、メーリングリストによって教職課程の業務は効率化され、運営が容易になった。

メーリングリストを使用し始めた背景には、教職課程専任教員が教職課程の授業や学生指導を行うことは言うまでもないが、6名の教職課程専任教員のうち、3名が他の全学委員会の主査や委員長を務め、さらに、5名は複数の委員会の委員を兼務しており、日程やスケジュールがタイトであり、日常的な連絡や情報の共有が次第に難しくなったという状況があった。⁽³¹⁾

月1回程度の会議開催を原則としても、他の会議予定と重複し、日程を決めるのも容易ではなかった。そこで、年度初めに年間計画と役割分担を決め、その後は、日常的な連絡等は、メーリングリストで流し、集まって協議することが必要なときのみ、全員が参加できる日時に会議を行うというスタイルで教職課程の運営を行うようになった。

なお、本学トップページには、教職課程のページがあり、本学教職課程の概要、行事予定、行事についての報告、教職課程の教員の自己紹介などを掲載している。学生の閲覧を期待して、行事等についての情報を必要に応じて提供するため、情報科教育法を担当する教員が更新を心がけている。

5. データでみる本学教職課程の変遷

(1) 教職課程履修者の人数

一般大学である本学では、教員免許状を取得することは卒業要件ではない。教職課程を履修するかどうかは、学生の意志に任されている。そのため、履修する学生の人数は年度によって異なる。現在、実際に何人の学生が教職課程を履修しているのだろうか。

例えば、図は、平成20（2008）年から平成24（2012）年までの教職課程履修者の人数を示しているが、年度によって、1年次の教職を履修する学生数は異なる。4年次まで履修を続ける学生数も一定ではない。一年次の4月当初の教職課程ガイダンスには、商・法両学部合わせて50～60人近くの学生が集まり、教職に関心を示すが、学年が進むにつれて教職課程を履修する人数は減少する。1年次の教職入門科目である「教職概論」の単位を取得したすべての学生が教育実習を行うとは限らず、教員免許状を取得するとも限らない。多くの学生が途中で脱落する。実際に教員免許状を取得する学生は、1年次に「教職概論」の授業を履修した学生の4分の1程度に減少する。

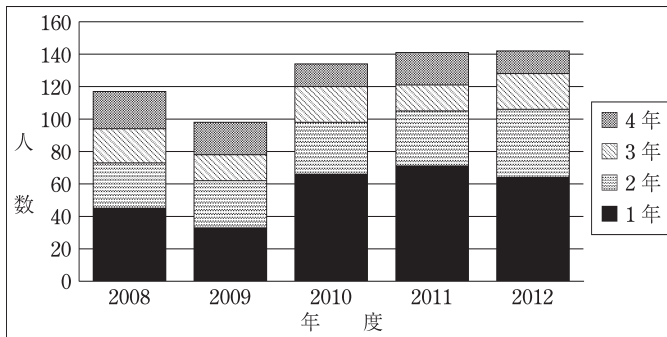


図2. 教職課程を履修した学生数（2008～2012年）

教務課配布資料「教職課程総括表」（2008, 2009, 2010, 2011, 2012年度版）より作成

学生が途中で教職を断念する要因はいくつか考えられる。一つは、学生の中には、特別活動の指導者になることを夢見て、ごく軽い気持ちで教員免許状の取得を希望するものも少なくはないことである。しかし、どの免許状を取得するにせよ、専門科目以外に教職に関する科目の単位を取得する必要がある。授業数や必要単位が増加する。

さらに、その授業の多くは、学部の専門必修科目との時間割上の重複を避けるために、1時間目、あるいは、5時間目に配置されていることが多い。そのため、アルバイトや課外活動との両立が困難であることも理由の一つであろう。

また、商学部あるいは法学部の学生であるため、教職に関する科目や、「高等学校地理歴史」、「中学社会」の教科に関する科目の授業内容に関心を持っているとは限らず、学習には努力を要する。そのような状況の下では、強烈な意欲と努力なしには、4年次まで教職課程を続けることは不可能である。にもかかわらず毎年、一定数の学生が4年次まで教職課程の履修を続け、教育実習を行い、教員免許状を取得し、卒業後、教職に就くことを熱望する学生があり、教職課程に対するニーズがコンスタントにあることを示している。

(2) 教育職員免許状取得者の人数の推移

本学の最初の教職課程が開設されてから、すでに40年以上が経過している。この間、学部も増え、取得できる免許状の種類も変化した。それに伴って、学生が取得した免許状の種類にも変化が現れたであろうか。以下に、免許状取得枚数の推移を示す。

便宜上、本学で取得可能な教員免許状のうち、「中学職業」、「高校商業」、「高校情報」の免許状を実業系とし、「中学社会」、「高校社会」、「高校公民」、「高校地理歴史」を社会系として、2つの系列の教員免許状の取得状況を比較してみた。

免許状取得延枚数をみると、社会系の教職課程が認可された昭和

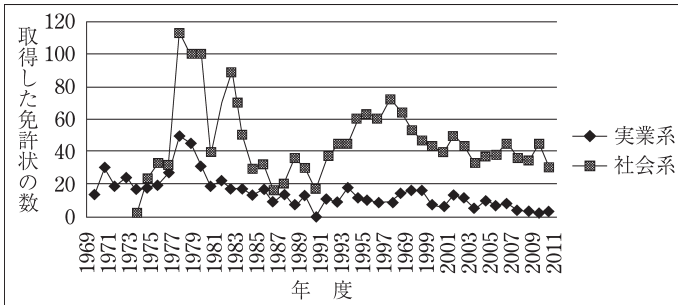


図3. 教員免許状取得数の推移（実業系と社会系）

教務課資料「教員免許状取得者数」（2011）より作成

48（1973）年度以降、急激に社会科系の免許取得者が急増した。しかし、その時期は、実業系の教員免許状取得者も他の時期と比較的多く、全学的に教職課程が学生から注目され、教職を志望する熱意にあふれた時期であったと考えられる。

昭和60（1985）年に法学部が認可されたが、認可後、最初の学生が卒業した平成元（1989）年以降、平成9（1997）年まで、次第に社会科系列の免許状取得者が増加した。その後、減少するが、平成15（2003）年から現在にいたるまで、多少の変化があっても、社会系の教員免許状取得枚数は一定の水準を保っている。

他方、本学の卒業生には、商業校で教鞭を取っている卒業生が少なくはないが、「高等学校商業」を含む実業系の免許状取得者は、昭和53（1978）年以降減少傾向が見られ、とくに昭和55（1980）年以降は20名以下に減少した。「高等学校商業」に加えて、「高等学校情報」の教員免許状取得が可能になった現在でもこの傾向は変わらない。

これは、一つには、最近では、本学入学生には、普通高校卒業生が増加したため、「高等学校商業」の教員免許状を取得する学生が少なくなっていることによるかもしれない。

また、最近では、商業高校を含む実業系の高校に在学する生徒が減少して

いる。例えば、平成12年度には、高校入学者の8.5% (353,018人) が商業高校に在学していたが、平成24年度には6.4% (214,279人) と減少しており、商業高校が農業高校、水産高校など実業系の学校と総合学校として存続する例も少なくない⁽³²⁾。そのため、高校商業での教員採用人数が減少していることや、「高校情報」については、情報の免許状のみでは、現実には専任教員として採用されないことが広く学生に認識されていることによるだろう。

社会系の教員免許状についても、平成7 (1995) 年以降現在まで減少傾向がみられる。とくに「中学社会」については、昭和60 (1980) 年4月の法学部開設後、増加が認められたものの、介護等体験が義務付けられるようになった平成9 (1997) 年から減少傾向が顕著になった。また、「高校地理歴史」の免許状取得数も減少している。「中学社会」と「高校地理歴史」の免許状を併せて取得する学生が多いことから、「中学社会」免許状取得者の減少が「高等学校地理」の免許状取得者の減少の一因になっているかもしれない。

社会系の中では、「高等学校公民」の教員免許取得数が多数を占めてが、これは、本学が商・法学部であるため、カリキュラム上比較的容易に教科に関する科目の単位が取得できることによるものと言える。

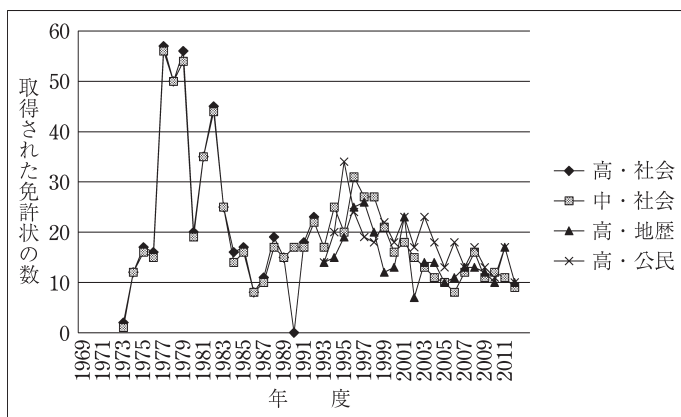


図4. 教員免許状取得数の推移 (社会系)

教務課資料「教員免許状取得者数」(2011)より作成

本学では、全体的に見て、教員免許状の取得者が減少しているが、その要因の一つとしては、教育職員免許法の改正による取得すべき単位、とくに教職に関する科目の増加が考えられる。教職に関する科目の単位は、卒業単位には含まれないため、教職課程の履修により、授業時間数が増加することになる。これによって、教員免許状取得の難易度が上がったと言える。

さらに、教職課程履修の難易度を上げたこととして、介護等体験があげられる。実際に体験してみれば、有意義な体験であると感じるとしても、巷には、大変な体験が義務付けられたという印象が広まってしまった。実際、支援学校での2日間の体験はとにかく、社会福祉施設での5日間の体験は容易ではない。体験中は5日間授業を休み、体験費用を支払い、体験中は、時間的に拘束され、疲労のため、アルバイトもままならない。今までのように、資格として教員免許状を取っておこうという安易な気持ちでは、「中学校社会」の教職課程を続けることは不可能になったと言える。

さらに、教員免許状の更新制が導入されたことも影響しているのではないだろうか。更新できるとしても、10年という期限付きの資格のために、卒業単位以外に、多くの時間を割き、苦勞して、教職課程の単位を取得することに、現代の学生は、積極的になれないのではないか。

(4) 教職に就いた卒業生

教員免許状を取得した学生のほとんどが教職に就くことを希望するが、残念ながら、実際に教職に就くことができた卒業生は多くはない。卒業と同時に採用された卒業生はごくわずかであり、多くの卒業生は複数回、公立学校の採用試験を受け続け、やっと採用されたというのが現実である。

図は平成23(2011)年までの年度ごとの教職に就いた卒業生数を示している。この就職情報は自己申告によるので、必ずしも卒業生全員についての情報を正確に把握しているとはかぎらない。また、一度は教職に就いたものの、他の職種に変更した卒業生も含んでいる。

本学で取得できる教員免許状は、中学及び高等学校の普通免許状である

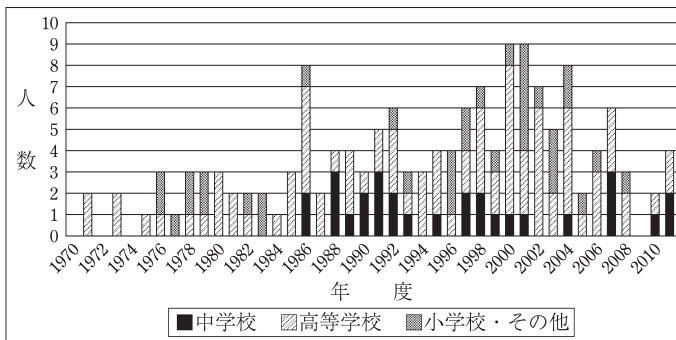


図5. 教職に就いた卒業生

教務課集計資料「2011年度教職課程進路情報」より作成

備考：①人数には、専任教員及び非常勤教員を含む。

②「小学校・その他」には、小学校、幼稚園、特別支援学校、大学等の教員を含む。

が、本学卒業後、非常勤教員をしながら、他大学の初等教育学科等で小学校教諭の免許状を取得し、現在、小学校教諭をしている卒業生も少なくない。

いずれにせよ、少数ではあるが、教職に就くことを強く熱望し、念願かなって採用され、現在も教員を続けている卒業生が存在する。

平成18(2006)年、本学創立40周年にあたり、卒業生から在学中の思い出について随想を募集し、「大学と歩んだ日々—中央学院大学創立40周年記念OBOG エッセイ集」として出版された。エッセイを執筆した99名中の卒業生中、現職教員の卒業生が19名、投稿者の約2割を占めていた。現に教職に就いている多数の卒業生が在学中の教職課程での勉学や教員や仲間との出会いに想いを馳せ、エッセイを寄せたこと自体が驚きである。その中から教職課程在学中の感動や教職を職業として選択し、生き生きとして毎日を送っていることを記している4人について以下にその一部を紹介する。⁽³³⁾

「本学を卒業し、高校教諭として二三年目を迎えます。在籍数二四〇〇を超えた時代もありましたが、少子化の影響を受け、現在は一〇〇〇名程度の共学校です。素直で元気な生徒たちに囲まれながら、『情熱と信頼』をモットーに日々励

んでいます。

学生の頃より、教員にあこがれ、教育実習でその思いが益々膨らみ、念願がかなった時の感激は、いまだに忘れません。……」(1984年卒業 山田比佐代)

「……更なる出会いは、教員になるまでの課程で刺激を受けた先生方である。教員になりたいという夢を持ち続けていた私にとって、教職課程の履修は将来を決定づける要因となった。二年次のプロゼミ指導教授・高橋亮三教授から、教育のねらいについての講義を頂いたことから教職を目指す突破口が開かれた。更に、社会科教育法の実践では、井手達郎教授から特に授業を組み立てる上で、自ら足を運び教材づくりを行う重要性和、先生ご自身製作フィルムを目にしたとき、『夢の実現、成就』に本腰を入れることとなった。昨年暮れに、現勤務校の教え子が訪ねてきて、『中央学院大学に合格しました。』との報告に感慨無量の思いを持つと同時に、脈々と続く出会いのすべてに感謝である。」(1986年 卒業 加藤吉宏)

「私は今、小学校の教員をしています。三六人の二年生の子どもたちと明るく、楽しく、笑い声に囲まれた温かい日々を送っています。純粋な心の子どもたちから、たくさんの感動や愛情をもらっていることを実感するたびにこの仕事について良かった、この道をたどってきて良かったと思っています。……」(1999年卒業 平田 園)

「……次に在学中、力を入れたことで思い出に残っていることは、教員免許の取得です。私は高校在学中から、『将来、高校の先生になりたい。』という夢を持ち始めました。夢は中央学院大学入学を経て目標へと変わり、より具体的なものとなっていきました。目標を達成すべく、大学在学中は、特に教職の授業に力を入れたのを懐かしく思います。卒業単位の他に、教員免許取得のための単位も取らなければならないということで、授業数が多く大変なところもありましたが、決してくではありませんでした。むしろその逆で、教職の授業は楽しくて仕方ありませんでした。模擬授業を通しての実践的な学習、他の受講生の授業を受けることができ、たくさんのアイデアを学ぶと共に、生徒にとって分かりやすい授業とは何かを考えるきっかけにもなりました。現在、生徒の前に立ち授業を行っています。あのときの経験が今とても生かされています。」(2004年卒業 庄司直人)

このように、在学中教職課程で得たものを糧として、卒業後、非常勤教員として経験を重ね、他大学で他の学校種の教員免許状を取得する等の努力までして、専任教員としての採用に漕ぎつけ、教育現場で充実した日々を送っている卒業生が少なからず存在することは、本学教職課程の存在の意義を示している。

6. おわりに

昨今では、教員採用試験は難関と化し、在学中の4年次に、合格の内定通知を得ることは至難の業である。文部科学省の調査によれば、平成24(2012)年度の教員採用試験では、中学校の場合、全国平均の競争倍率7.7倍、高等学校について7.3倍、新規卒者の採用者の占める割合は中学校では29.1%、高等学校では20.8%となっている。千葉県・千葉市については、社会は中・高共通採用となっており、倍率は8.8倍とされている。⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾

教員の資質として、知識と理解力に富んでいることが求められることは言うまでもない。複数回の受験を経なければ、採用されない本学卒業生は、このような観点から見ると専門職としての知識については、基準に達するための努力が必要である。しかし、学校現場では、専門職としての高度な知識・技能を持って生徒に知識情報を伝達することのみが要求されているのではない。豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力等、総合的な人間力も教員の資質能力として求められている。⁽³⁶⁾

このような現実を踏まえ教職課程で学び始めた学生が持つ教職志望の「芽」をどのように育て、教員として社会に送り出すことができるか、カリキュラムと指導方法の研究、実践が求められると言えよう。

まずは、基礎的な知識の定着を確認するとともに、建学の精神「公正な倫理観」を指針として、学生自身の人間性を磨き、社会、教育に対する基本的な考え方と見識を育てていくことが必要である。さらにコミュニケーション力を育て、チームで協働する経験を意識的にカリキュラムに組み込んでいく

ことにより、総合的な人間力を育成することが可能である。本学学生には、挫折を経験した者も少なくない。その経験から生まれる共感力、優しさと包容力を生かすことによって、多様な生徒の指導や同僚とのチームでの協働が容易なものとなるであろう。

中央教育審議会の答申からは、教員養成制度自体の在り方が問われ、制度改正が何年か先にあることが予想される。平成24年8月の答申では、「学び続ける教員像の確立」を改革の方向性とし、教員免許として「一般免許状(仮称)」、「基礎免許状(仮称)」、「専門免許状(仮称)」を創設し、学士課程修了レベルでは、「基礎免許状(仮称)」を想定し、学部では、「学校現場での体験機会の充実等によるカリキュラムの改善、いじめ等の生徒指導に係る実践力の向上」を当面の改善策として挙げている⁽⁶⁷⁾。

このような制度変革のときであればこそ、大学として、将来、どのような教員養成を目指し、教職課程を運営するべきか考察を深める必要がある。「学校制度」に日本の若年商業従事者の倫理観涵養の希望を委ねた創業者や、現職の教員として日々教育に勤しんでいる卒業生の想いを反映しつつ、青写真を描くことが必要であろう。

また、開放制の教員養成は、学部・学科がその基盤である。したがって、教職課程の在り方は、専門科目のカリキュラム策定と大きな関係がある。大学あるいは学部として、大学全体のポリシーとして、どのような教職課程を構築するか考察すべきである。

〈謝辞〉

本稿を作成するに当たって、課程申請書、教員免許状の写等の資料閲覧、教員免許状取得者の表、卒業生の進路に関する資料整理、教職課程総括表作表に協力して下さった歴代の教務課教職課程担当者に感謝します。

〔注〕

注1 教育職員免許法は、昭和24年5月31日(法律147)に制定されて以来、27

回改正されている。本学が教職課程を開設した昭和43年以降、24回改正されているが、大きな改正としては、平成元12・22（法89）及び平成10・6・1（法98）6・12（101）、9・28（法110）の改正が挙げられる。

注2 現在では、文部科学省 初等中等局教職員課が「教職課程認定申請の手引き」（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（平成25年度版）を各大学に配布している。それによると、必要提出書類として求められているのは、以下の書類である。

①チェックリスト、②申請書、③認定を受けようとする大学の課程の概要、④認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織、⑤シラバス、⑥学部・学科等別教員組織に関する書類（教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、教職に関する科目、特別支援に関する科目）⑦教員個人に関する書類、⑧教育実習実施計画・実習生受入承諾書、⑨教職に関する科目（特別支援教育に関する科目）の履修体制に関する書類、⑩認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類、⑪認定を受けようとする課程を有する大学における教員養成に対する理念等に関する書類、⑫教育課程の運営に関する組織及び取組、⑬教職課程の履修カリキュラム、⑭誓約書、⑮学則・履修規程等、⑯履修カルテ、⑰単位互換協定書、⑱組織改組対照表

注3 当時の学則、第一条には以下のように本学の教育目的が記されている。

（目的）

第一条 本学は教育基本法及び学校教育法に則り、国家的・社会的要請に応じ、産学協同の立場に立って広く知識を授け人格の陶冶に努めると共に、深く専門の諸学科を教授研究し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。（中央学院大学十年史編纂委員会 編集「発展への序章」pp180、日本リクルートセンター 昭和五十一年十一月二十日による）

注4 新制中学校の教科と時間数（昭和22年）では、職業（農業、商業、水産、工業、家庭）配当時間は年間、各学年とも140時間、社会は175、140、140時間であったが、昭和26年の改訂版では社会は140～210、140～240、175～315とされたのに対して、職業・家庭は105～140、105～140、105～140であった。（仲新 著「日本現代教育史」pp345、348.）

〈引用・参考文献〉

- (1) 仲新 監修、篠田 弘・手塚武彦 編集「学校の歴史 第五巻 教員養成の歴史」pp228-231、昭和54年5月25日
- (2) 中央学院大学八十年史刊行部会 編集 「中央学院大学八十年史」中央公論

事業出版 昭和57年12月4日

- (3) 高楠順次郎全集 第十巻 pp337-338
- (4) 神田 修・山住正己編「資料 日本の教育」pp134 学陽社 昭和53年7月10日
- (5) 前出(2)
- (6) 前出(2)
- (7) 高楠順次郎全集 第七巻 pp24.
- (8) 中央学院大学十年史編纂委員会 編「発展への序章 中央学院大学十年史」
「大学設立への動き」pp21. 昭和五十一年十一月二十日
- (9) 前出(8) pp180.
- (10) 前出(8) pp62-68.
- (11) 昭和61年度「部学生要覧 商学部 商学科」
- (12) 文部科学省 初等中等局教職員課「教職課程認定申請の手引き」(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き)(平成25年度版) pp135.
- (13) 文部事務次官 阿部充夫「教育職員免許法等の一部を改正する法律の公布について」(通達) 文教教第46号平成元年1月13日
- (14) 文部科学省教育助成局教職員課 遠藤昭雄『「地理歴史」又は「公民」の高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定について(通知)』2 文教第9号 平成2年3月22日
- (15) 文部省教育助成局長 遠山敦子 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通達) 平成3年6月20日 文教教第123号
- (16) 生田富夫 商学部長年次報告書(平成6年度) 平成7年3月
- (17) 教育学術新聞 平成10年6月10日
- (18) 文部事務次官 佐藤禎一 教育職員免許法の一部を改正する法律などの公布について(通達) 平成10年6月25日 文教教第234号
- (19) 教育職員養成審議会 新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(教育職員養成審議会第一次答申) 1997年7月
- (20) 文部省教育助成局教職員課長 松本昭憲 平成10年7月1日以降における免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定等について(通知) 平成10年6月29日10文教第10号
- (21) 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 鈴木民三 義務教育教員免許志願者に対する介護等体験の義務付けに伴う社会福祉施設等受入調整事業実施要綱の制定について(通知) 平成10年4月30日 千社人発第89号
- (22) 益田良子 介護等体験が学生に及ぼす効果一質的研究の手法によるアプロー

チー 中央学院大学 人間・自然論叢 第31号 2010（平成22）年12月

- (23) 文部省教育助成局長 矢野重典 教育職員免許法等の一部を改正する法律等の公布について（通知）平成12年3月31日 文教教第234号前出
- (24) 文部省 教員研修企画官 大木高仁 新しい教員免許基準 教育学術新聞 平成10年12月16日
- (25) 前出（8）pp119.
- (26) 中央学院大学20周年記念事業年史部会 編集「新たな創造へ向けて—中央学院大学20年史」昭和61年11月10日 pp74, 81
- (27) 中央学院大学組織規程 別表 平成5年4月1日施行
- (28) 中央学院大学組織規程 別表—中央学院大学管理運営組織図
- (29) 中央学院大学全学教職課程運営委員会規程
- (30) 生田富夫・椎名市郎 平成9年度「商学部長年次報告書」pp126 平成10年3月
- (31) 前出（30）pp59., pp62.
- (32) 文部科学省「学校基本調査」http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
- (33) 中央学院大学創立40周年記念 OBOG エッセイ集編集委員会「大学と歩んだ日々—中央学院大学創立40周年記念 OBOG エッセイ集—」2006年11月11日
- (34) 文部科学省「平成24年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1329248.htm
- (35) 東京アカデミー「教員採用試験結果《中学校》関東（平成23年度～25年度）」
- (36) 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上策について～平成24年8月28日中央教育審議会答申」http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm
- (37) 前出（36）